

第2期以降変更点（令和5年8月14日から適用）

1. 整備・改修費における「賃借料」の要件緩和

交付決定前に物件の賃貸借契約をした場合でも、交付決定後の整備・改修費補助対象期間における賃借料を補助対象にします。

<賃借料>

変更前			変更後		
交付決定前に賃貸借契約を締結した場合、 運営補助対象期間から 補助対象となる。			交付決定前に賃貸借契約を締結した場合でも、 整備・改修補助対象期間から 補助対象となる。		
	整備・改修期間中の賃借料	運営期間中の賃借料		整備・改修期間中の賃借料	運営期間中の賃借料
交付決定日以降に賃貸契約した場合	○	○	交付決定日以降に賃貸契約した場合	○	○
交付決定日より前に賃貸契約した場合	x	○	交付決定日より前に賃貸契約した場合	○	○

変更前

変更後

2. 改修承諾書の廃止

建物を賃借し改修工事を行う場合は、様式第1号⑤【別紙2】対象物件チェックリストにて、貸主の改修承諾を得ていることを自己申告いただくように変更（後述）するため、改修承諾書の提出は不要となります。

3. 様式の一部変更

下記申請書類の様式を一部変更します。

(1) 事業計画書（全コース共通・様式第1号②）

- ・連絡担当者欄を1名から2名（主担当・副担当）の記入に変更します。
- ・FAX 番号の欄を削除します。

(2) 事業計画書

（民間コース・サテライトオフィス設置コース、行政コース・サテライトオフィス設置コース、行政コース・ワーケーションコースの様式第1号③）

運営費の経費明細について、2年度目、3年度目の提出を追加します。

従来の提出書類
6-1「初年度の経費明細（一覧）」、6-2「初年度の経費明細（詳細）」
追加する提出書類
6-3「2年度目の経費明細（一覧）」、6-4「2年度目の経費明細（詳細）」 6-5「3年度目の経費明細（一覧）」、6-6「3年度目の経費明細（詳細）」

(3) 対象物件チェックリスト（全コース共通・様式第1号⑤）

「関係各署等への事前相談等」に下記2点を追加します。

- ・アスベスト含有建材の事前調査について、所管自治体に確認したかを申告する欄
- ・建物を賃借して工事を行う場合に、貸主に了承を得ているかを申告する欄
（上記「2. 改修承諾書の廃止」に伴う代替措置）